

保険・年金 フォーカス

カナダの健全性規制の動向

保険研究部 主席研究員 荻原 邦男
(03)3512-1777 ogihara@nli-research.co.jp

1— はじめに

カナダは生命保険会社の会計や健全性規制の面から見たとき、他の国々にはない特徴を持っており、大変気になる、注目に値する国である。

大国である米国の近くに位置していながら、例えば、解約失効率を基礎率に組み込む商品（いわゆる解約依存型商品）が広く扱われるなど、米国と相当に異なる政策を採る面もある。一方で、健全性規制の面では、ある意味で米国をリードしてきた。人口 3500 万人前後の国であり、小回りの利くスピーディーな政策判断が注目されてきた。主要な特徴は次のとおりである。

（会計の面）

- ・ 資産評価に関して、従来は15%ルールという価格変動をスムージングする仕組みを持っていたが、いち早く、資産の公正価値評価に移行した。
- ・ 現在では、オーストラリアと並んで国際会計基準の全面採用国として知られている。
- ・ 保険会計では、財務会計と法定会計を別に持つことはなく、ひとつで両者の機能を兼ねている。（この点は、わが国も同様である。なお、米国は、財務会計と法定会計は別物である。）

（健全性規制の面）

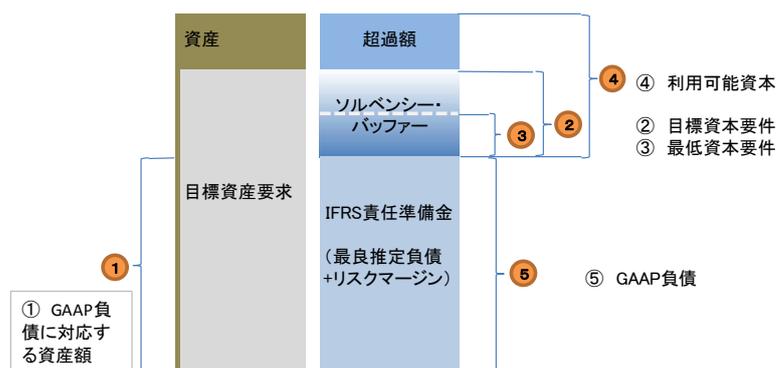
- ・ 1990年代初頭に、米国の健全性規制（RBC）にわずかながら先んじて、健全性規制の枠組みを整えた。（MCCSR（最低資本サープラス規制）と呼ばれるフレームワークである。）
- ・ 変額年金の最低保証部分の債務を確率論的に測定する仕組みを米国に先駆けて導入した。
- ・ 解約返戻金を低水準に設定し、利益が解約率に依存する仕組みの商品を多く持っており、解約率の変動によるリスクを明示的に健全性規制に取り込んでいる国として知られる。

ORSA（「リスクと資本の自己評価」）を始めリスク管理面でも進捗を見せているカナダが、2015年に予定していた健全性規制の新しいフレームワークの導入を、2018年まで遅らせるとの発表を行った。それは何が原因なのだろうか、我々への示唆は何か。これらについて以下、レポートしたい。

2— カナダの健全性規制のフレームワーク

1| 目標資産要求とは

2005年以降、OSFI(カナダ金融監督庁)とアクチュアリー会が協力して健全性規制の改革の検討を進めてきたが、その成果は主として二つの文書に要約される。2008年11月文書¹と、2012年9月の文書²である。これらによれば、基本的な考え方は次のとおりである。



- ・ まず、将来の給付を行うのに必要な額を「目標資産要求」(Total Assets Requirement ; TAR) と命名し、考え方を整理した。これはこれで明確な概念とネーミングである。
- ・ 実際に TAR をどう算定するかといえば、それは、①財務会計上の責任準備金と②ソルベンシー・バッファと呼ばれる金額の合計額とされている³。

問題は、財務会計上の負債として何をとるか、そしてソルベンシー・バッファをどう定めるかである。

2 | TARの第一要素である「財務評価上の負債」

まず、「財務会計上の負債」であるが、これはカナダの基本的な考え方であるが、健全性規制の枠組みにおいても、監査済みの財務諸表から出発するのである。現在 IASB (国際会計基準審議会) で検討されている IFRS4 Phase2 の議論が収束すれば、この会計基準に準拠することになる。

それはそれで良いのだが、現行との差異がどの程度あり、変更に伴う影響度がどの程度あるかは、彼らにとっても重要な論点である。したがって、ここでは現行処理について概要を見ておく。

現在、責任準備金の評価に使われているのは、CALM (Canadian Asset Liability Method) と呼ばれる手法である。これは、おおざっぱに言えば、

- ・ 将来の金利シナリオを複数 (9 個) 用意し、
- ・ それぞれにおいて、現時点でどれだけの資産があれば保険が終期を迎えるまでに過不足がないかを求める。その額がそのシナリオにおける負債額である。
- ・ すべてのシナリオの負債額の最大値を最終的な負債額とする⁴

というものである。これは、保険会社が保有する資産の内容に依存することになり、現在、IFRS が採用しようとするもの (資産内容にリンクしない評価利率を使用) とは整合しない。

したがって、保険会計基準が確定したならば、それがどのような影響を及ぼすかの精査が必要である。

また、基本的な認識として、金利の変動が契約負債に及ぼす影響は大きく、かなりボラタイルにな

¹ "[Framework for a New Standard Approach to Setting Capital Requirements](#)" (リンクあり)

² "[Life Insurance Regulatory Framework](#)" (OSFI) (同)

³ なお、2008年の文書においては、最良推定負債 (平均値ベースの債務評価額) + ソルベンシー・バッファという記述になっており、会計上加算されるリスクマージンはソルベンシー・バッファに含まれる、という整理であった。しかし、その後2012年の文書では、負債中のリスクマージンはソルベンシー・バッファに含まれないとされ、概念上の変更があった。

⁴ アクチュアリー会が定める実務基準の2320.05項において、「保険会社の債務をまかなうに十分な、しかし過度ではないものを採用する」という原則主義的な書き方になっており、そこには裁量の余地がある。

ることが予想される。これに関して、2012年文書では、次のように言及している。

「IFRSの採用は、(負債の評価額がボラタイルになることの帰結として) 監督資本をよりボラタイルなものにする可能性がある。ボラティリティの上昇は真にリスクの増加を表し、このことが監督資本設定の目的に適ったものであるのか、または、資本要件のボラティリティがリスクの変動を高め、従って不適切と言えるのか、を評価するために、業界にコンサルテーションを実施する予定である。」

3| TARの第2要素である「ソルベンシー・バッファー」

現在の監督資本要件の下では、責任準備金の他に監督上の目標値が決められている。

しかし、想定損失額を定めるための信頼水準がリスクごとに異なることを素直に認め、「ソルベンシー・バッファー」の算定にあたっては、そこを明確化している。そして、現時点では、「タイムホライズンは1年」、「リスクの測定は、CTE(条件付きテイル値)99% (つまり、99%以上のケースの期待値)」を採用することとした。

なお、その結論に至るまでの過程で、次のような基本的な議論が行われたとしている。

「監督フレームワークの決定にあたって、破綻する保険会社が全く発生しない、つまり契約者も債権者も全額保証することを100%保証するようなものにはできないし、望ましくもない。壊滅的被害をもたらすが、めったに発生しないイベントをカバーする十分な資本を求めることは合理的ではない。

TARの水準を決めるに当たって、保証の水準と資本コストの水準はトレードオフなのである。つまり、保証を高めるほど、契約者(全体としての金融システムも含む)にとっての負担も増すのである。改定された監督フレームワークのゴールは、(契約者/債権者に対する)保証とそのため負担とのバランスを決めることである。」

4| 具体的なソルベンシー・バッファーの測定

信用リスク、市場リスク、保険リスク、オペレーショナル・リスクの4つに分類して、概略以下の方法を用いることとしている。ただし、具体的な算出方法は今後の検討によるものと考えられる。

信用リスク	利用可能な限りの情報を用いて算出(現在のMCCSRと同様の手法による)
市場リスク	金利、株価、不動産価格、為替に関して決定論的ショック手法を用いて算出
保険リスク	死亡率、疾病発生率、解約率のショック(単独ないし統合)を考慮して算出
オペレーショナル・リスク	ファクター方式を用いて算出

5| 最低資本要件

上記のソルベンシー・バッファーは目標資本要件と呼ばれる。その一方で、最低資本要件と呼ばれる、主として破綻判定に用いられる水準の最低資本も設けている。算定にあたって、保険会社の裁量余地が入り込まないよう、簡素な計算式で定められる(ソルベンシーIIの最低自己資本MCRに相当)。

3— おわりに

カナダのソルベンシー規制の今後の注目点は、カナダ方式と呼ばれる現行の責任準備金方式(当該保険会社の資産内容に依存)をIFRSの責任準備金評価方式(当該会社の資産内容とは独立に定められる)に切り替える時に発生する影響(とりわけ、ボラティリティの高まり)を彼らがどのように評価するかであろう。会計・計理分野で先進的な検討をしてきた国だけに、その検討動向はわが国にとっても大いに参考になるだろう。